

参議院農林委員会議録第二十四号

第十五回

昭和二十八年三月五日(木曜日)午後二時三十三分開会

委員の異動

二月二十六日委員西山龜七君辞任につき、その補欠として山縣勝見君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 潤井治三郎君

委員 池田宇右衛門君
石原幹市郎君
宮本邦彦君
楠見勝見君
鈴木強平君

農林大臣	田子 一民君	農林大臣	田子 一民君
政府委員		経済審議庁	岩武 照彦君
調整部長		農林省農林	小倉 武一君
経済局長		事務局側	
常任委員	安樂城敏男君	常任委員	倉田 吉雄君
専門員		常任委員	
専門員		常任委員	

○農林漁業金融公庫法の一部を改正す

本日の会議に付した事件

る法律案(内閣送付)

○農業災害補償法の一部を改正する法
(法律案(内閣送付))

○農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案(内閣送付)

○農業委員会法の一部を改正する法律
(法律案(内閣送付))

○農業協同組合法の一部を改正する法
(法律案(内閣送付))

○農業政策に関する調査の件
(農業資金融通に関する件)

○委員長(山崎恒君) 只今から委員会を開きます。

第一に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(田子一民君) 委員長の御

許しを得まして、一言就任の御挨拶を申上げます。

第三日に農林大臣を拝命いたしましたが、全くの素人でありまして、殊に引継ぎもまだ途上にあるという状態であります。併し国会法によりますと、立法活動は委員会を中心として行われておるのであります。併つて皆さまの御支援、御鞭撻を頂きますすれば、いさかが以て大過なきを得るかと存ずるの

たします。

只今議題になりました、農林漁業金

融公庫法の一部を改正する法律の提案の理由を御説明申上げます。

農林漁業の生産力を増強しますために導入する機関としての農林漁業金融公庫については、昨年末法律の施行以来諸般の準備を進めています。四月一日を以て発足する予定になつてゐる

のであります。昭和二十八年度予算

の編成に伴いまして、或いは農山漁村電気導入促進法の施行に伴い、更には公庫の役職員の待遇に関する不適当な点を改善いたしまして公庫の運営の円滑を期すためこれらの理由によりま

じたのであります。

以下改正案につき簡単にその内容を御説明申上げたいと存じます。

先ず第一点は公庫の資本金に関する規

定であります。公庫の資本金は、現行法におきましては公庫が農林漁業資

金通特別会計から承継する資産と負

債の差額に相当する額を定められて

おります。併し公庫法によりますと、立

法活動は委員会を中心として行われて

おりまして、従つて皆さまの御支援、御鞭撻を頂きますれば、いさ

かが以て大過なきを得るかと存ずるの

であります。何ぞよろしく御願い

申上げます。

第二点は、農山漁村電気導入促進法の施行に伴うものであります。即ち農

山漁村電気導入促進法の一部を改正いたしまして、公庫が電気導入施設に対

し貸付を行う場合には全国農山漁村電気導入計画を基準として行うものとす

ると共に、電気導入施設に対する貸付に付託せられたものであります。先ず提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(田子一民君) 只今議題に

なりました農業災害補償法の一部を改

正する法律案につきましてその提案理

由を御説明いたします。

農業災害補償制度につきましては、

昨年第十三国会におきまして成立した

農業災害補償法一部改正法、農業災害

補償法臨時特例法及び農業共済基金法

によりまして制度の改善がなされた

のであります。本制度実施五年の経験に従いまして、更に、農業負担の輕減、蚕繭共済制度の改善、共済団体の

特性に即した監督の適正化等必要な改

善を行いまして、制度の円滑な運営を

期します。ため、この法律案を提案す

る次第でございます。

以下この法律案の主要な内容につきま

して御説明を申上げます。

第一は、共済掛金の農業負担の輕減及び災害の危険度に応じた共済金額の個別化であります。農作物共済の共済掛金の負担につきましては、従来通常

掛金の負担につきましては、共済掛金標準率が全国を通じて最低と

なる県の通常共済掛金標準率部分を全

国共通に全額農業負担としておりま

たが、一般的に農業負担を軽減します

るために、通常共済掛金標準率のうち、

安全割増率を差引いた率のうち、全国

を通じて最低のものの三分の一の部分

を全国を通じて、新たに国庫負担とす

ることといたしました。なお、その結果

果従来の方法によりますと、被害の程度の低い地域の国庫負担割合が相対的に少かつたのであります。これらの地域につきましても国庫負担の割合の合理化が期せられることになつたのであります。

文部省の小学校の食糧供給の負担を合理化するためには、国庫と農家の負担を合理的にいたします。これと同様の負担方法とすることにいたしました。

更に共済金額の個別化につきましては、被害の危険階級ごとに或る程度の幅を設けて、その範囲内で共済金額を選び得ることとすることができるよう改訂いたしました。

第二は、蚕繭共済制度の改善であります。蚕繭共済におきましては、現行法によりますと、共済事故による減穢四割以上の場合は組合組の平年収穫量の四割以上の比率に共済金を支払うことにしておられます。が、農家災害補償法の目的を十分に達成しますために、三割五至四割の減穢の場合におきましてもせ

清金を支払うこといたしました。又、蚕繭共済は、現行法では、全蚕期を運じた保険の建前となつておりますが、春蚕繭も夏秋蚕繭も共済掛金率は、春蚕繭も夏秋蚕繭も同率であります。このため春蚕繭については掛け金が割高、夏秋蚕繭については割安というような不合理があります。又最終清算の取扱が完了いたしませんと、再保険金の額が決定しないまま、共済金の支払が遅れるという支障があつたのであります。これを蚕期別保険の建前に改め、春蚕繭と夏秋蚕繭の被害の実態に応じて掛金率を個別分いたしますと共に、再保険金の額を

期別に決定することにより共済金の支払の円滑を図ることといたしました。なお、これらは、従来から検討を進め参った問題であります、並んで共済の料率改訂期になつております本年からこれを実施することとしたのでござります。

て、農業災害補償制度の一環といったところとして、その特殊な性格に鑑みまして、公的見地からの適正な監督を行ひ得ることとし、又役員の責任を明確ならめることといたしました。

以上がこの法律案の大要でございまして、慎重に審議の上、何とぞ御賛成をあらんことを御願いいたす次第でござります。

○委員長(山崎恒君) 本法律案の審議は後日に譲ります。

○委員長(山崎枢君) 次に農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案を議題に供します。

本法律案は、二月二十六日内閣から予備審査のため提出せられ、即日当議場に付託せられたものであります。先ず提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(田子一民君) 只今議題となりました農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申上げます。

農業災害補償法における共済には、畜共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済及び生産共済の三つに分れておりまして、して、疾病傷害共済に加入いたしますには、死亡廃用共済に加入していないればなりませんが、死亡廃用共済に加入いたしますには、必ずしも疾病傷害

共済に加入することを必要としない建
前になつております。併しながら第一
には畜産振興上、疾病傷害共済の普及
徹底とこれによりまする家畜診療の普
遍化が必要であるという点から見まし
ても、又第二には、疾病傷害の事故に
ついての診療が行きわたるに従つて、
死亡廃用の事故が低下し、従つて共済
掛金率が低下するという有機的な関連
性から、全般的に農家の家畜共済に対
する負担を軽減するという点から見ま
しても、この二つの共済を一元化いた
しますことが家畜共済事業の充実、農
業災害補償制度の目的達成を図ります
上においても必要ではないかと考える
わけであります。

の面からみますと若干の余剰が生じるであろうこの余剰分を以て、実験を奨励するという意味として、共済掛金の一部の割り当てという形での補助金を交付することいたしました。第二に、支払金額を減らすことで、より組合員に支払う共済金は、済目的の種類ごとに一年間の支拂いを設けて温診温療を防止することになりましたが、早期診療により費用事故の低減を図るという趣旨いたしましたために、本法ではまず共済については、現行の定期間を通じての一定金額の限度を撤廃することいたしました。

の概要でござります。慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたす次第でござります。

○委員長(山崎恒君) 次に農業委員会へ法の一部を改正する法律案を議題に出します。

審査のため提出せらる。且に当該員に付託せられたものであります。

由を御説明申上げたいと存じます。
農業委員会法が制定せられました
から満二年、市町村農業委員会及び都
府県農業委員会が発足いたしました。

農業委員会は、農地等の利用關係の調整、自作農の創設維持、農地等の交換分合、又農業綜合計画の樹立及び実施についての建議、諮詢答申等、農民の代表機關としての職責の完遂に努めて参つたのであります。しかしながら経済情勢の変遷に即応いたしましてその使命を達成いたしましたためには、おのづからその所掌事務の重点が変化しなければならず、又その事務を完遂するに最も適した構成が考えられなければならぬことは申上げるまでもないことをであります。

第一は、市町村農業委員会についての改正でございます。

改正の第一点は、その所掌事務についてであります。新たに技術員が設置されますが、新たに技術員をして協同組合の事業、農業改良普及員の事業等について協力する点を明確にいたしました。

なお、米穀の生産者別の政府買入数量の決定について、従来、市町村長は、個々の委員の意見を聞くこととなつておきました点は、委員会そのものの意見を聞くように改めることとした

第二点は、選挙による委員の定数につき、現行の十五人を十人から十五人までの間で市町村条例で定めることといたしますと同時に、選挙方法を簡素化したことであります。

第三点は、選任による委員を必置の委員といしまして、農業協同組合及び農業共済組合の推薦した理事二人以内、市町村議会の推薦した学識経験者三人以内を市町村長が委員として選任であります。又委員の任期を現行の二年から三年に改めることといたしましたのであります。

第二は、都道府県農業委員会議についての規定の追加であります。現在都道府県にはその附属機関として都道府県農業委員会が置かれておりますが、農業及び農民の一般的利益の代表機能を果すには行政機関とは別個の人格を持たせる必要がありますのでこれに代り、法人たる都道府県農業委員会議を設立することにいたしましたのであります。都道府県農業委員会議は、都市単位の代表者会議において農業委員会の

委員及び農業協同組合の理事のうちから互選された者と、農業協同組合中央会、農業共済組合連合会及び農業協同組合連合会の代表者等を以て構成する

ものとし、その業務は、従来都道府県の市町村別の政府買入数量の決定その他農業及び農民に対し、意見を公表し、行政庁に建議し、その諸問題に答申すること、及び農業及び農民に関する啓もう宣伝、調査研究を行うことについておきましたのであります。

国が毎年度予算の範囲内におきまして、都道府県農業委員会議に要する経費を負担乃至補助することといたしましたのであります。

第三は、全国農業委員会議所に関する規定の追加であります。全国農業委員会議所は、都道府県農業委員会議、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会その他の農業の改良発達を図ることを目的とする法人、学識経験者等を以て構成される社団法人であります。また、農業及び農民に関し、意見を公表し、行政庁に建議し、その諸問題に答申し、その啓もう宣伝及び調査研究を通じて一個とし、これに対しましては免税措置の外に、国庫補助をなしあることといたしましたのであります。

全国農業委員会議所は、設立、解散、加入、脱退の自由な法人でありまして、全国を通じて一つとし、これに対しましては免税措置の外に、国庫補助をなしあることといたしましたのであります。

とにかく公正にして活潑な運営を期待しておるのでございます。

以上が本法律案の概略でありますか、何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同を得られますよう切望する次第であります。

○委員長(山崎恒君) 本法律案の審議も後日に譲ります。

○委員長(山崎恒君) 次に農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題に付託せられたものであります。

本法律案は三月三日、内閣がら予備審査のため提出せられ、即日当委員会に付託せられたものであります。

○國務大臣(田子一民君) 只今議題に先づ提案理由の説明を求めます。

本法律案につきまして、その提案の理由を御説明申上げます。

農業協同組合法が制定されましてから今まで五年余を経過し、この間、農業協同組合は、諸種の悪条件と聞いながら、農業生産力の増進と農民の社会的経済的地位の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与するため努力をして参つたのであります。

併しながら、激しい社会的経済的変動とその間に處する主体的条件の不備のために経営不振の状態に陥つた組合も少くありませんで、そのまま放置しがたい事態に遭遇いたしました。このため、適宜必要な指導を行ふことにより、組織の整備、事業の振興及び經營の健全化を図つて参りましたが、特に活動に必要な統一性と機動性を確保し、十分に組合事業の振興と經營の刷新を図り得るような指導教育を行つたる組合のみならず広く全組合に対する指導教育を全国的規模において、統一的且つ効果的に行ひ、以て組合の健

全な発達を図るため、農業協同組合中央会を設立いたすこととしたのであります。

会員の加入及び脱退は、都道府県中申上げます。

それにもかかわらず、今日の組合の運営に期待しておるのでございます。

以上が本法律案の概略でありますか、何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛同を得られますよう切望する次第であります。

○委員長(山崎恒君) 本法律案の審議も後日に譲ります。

○委員長(山崎恒君) 次に農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題に付託せられたものであります。

本法律案は三月三日、内閣がら予備審査のため提出せられ、即日当委員会に付託せられたものであります。

○國務大臣(田子一民君) 只今議題に先づ提案理由の説明を求めます。

本法律案につきまして、その提案の理由を御説明申上げます。

農業協同組合法が制定されましてから今まで五年余を経過し、この間、農業協同組合は、諸種の悪条件と聞いながら、農業生産力の増進と農民の社会的経済的地位の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与するため努力をして参つたのであります。

併しながら、激しい社会的経済的変動とその間に處する主体的条件の不備のために経営不振の状態に陥つた組合も少くありませんで、そのまま放置しがたい事態に遭遇いたしました。このため、適宜必要な指導を行ふことにより、組織の整備、事業の振興及び經營の健全化を図つて参りましたが、特に活動に必要な統一性と機動性を確保し、十分に組合事業の振興と經營の刷新を図り得るような指導教育を行つたる組合のみならず広く全組合に対する指導教育を全国的規模において、統一的且つ効果的に行ひ、以て組合の健

全な発達を図るため、農業協同組合中央会を設立いたすこととしたのであります。

会員の加入及び脱退は、都道府県中申上げます。

中央会については自由といたしましたが、統一ある全国的組織を確立するため、全国中央会につきましては、都道府県中央会及びその正会員たる農業協同組合及び同連合会は、これに当然に加入されると共に、全国中央会は、都道府県中央会に対しまして指導連絡を行い、又そのため必要がある場合にあります。

これが、本法律案を提出いたしました理由であります。以下その主要な内容につきまして、その概略を御説明申上げます。

第一は、組合の総合指導組織の確立でございます。今回新たに、組合の総合指導組織といたしまして、農業協同組合中央会を全国及び都道府県の区域に設置することにいたしました。

現在、組合の指導組織といたしましては、全国及び都道府県の区域に指導農業協同組合連合会等があるのであります。

また、又その組織、事業及び財務の状況から見ましても、指導機関として十分なものではありません。このため、

農業協同組合系統組織の全国的な組織活動に必要な統一性と機動性を確保し、十分に組合事業の振興と經營の刷新を図り得るような指導教育を行つたる組合のみならず広く全組合に対する指導教育を全国的規模において、統一的且つ効果的に行ひ、以て組合の健

全な発達を図るため、農業協同組合中央会を設立いたすこととしたのであります。

会員の加入及び脱退は、都道府県申上げます。

において欠けるところがありましたので、役員の組合に対する忠実義務を明文化し、且つ、組合に対する任務を怠った場合における組合及び第三者に対する連帯損害賠償責任に関する規定を設け、その責任の所在を明確化したのあります。

以上のほか組合の運営等に関する諸規定のうち必要なものについて部分的修正を加え、その合理化と簡略化を図った次第であります。

第三者は、行政庁の監督権を若干強化したことあります。行政庁の監督権は、本来得る限り小範囲にとどめることが望ましいのですが、組合の実情は、徒らに形式的な自主性のみを尊重することを許さないものがありますので、必要最小限度において監督権を整備強化いたしました。組合の健全化に資しようとしたのであります。

即ち、組合又は中央会が法令等に違反した場合において、行政庁が必要な措置を採るべき旨の命令をしたにもかかわらず、これに従わなかつたときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務の停止又は役員の改選を命ずることができるなどいたしますと共に、特に組合につきましては、事業外事業を行なつたとき等の特定の場合には、行政庁がその解散を命ずることができることといたしました。

以上がこの法案の主要な内容でありますて、すべて組合の現状から真に止むを得ないものでありますので、何とぞ慎重審議の上速かに御協賛あらんことを切に希望する次第であります。

○委員長(山崎恒君) 本法律案の審議も後日に譲りまして、次に衆議院議員

井上亮治君はか五十九名の提出にかかる肥料需給安定法案を議題に供しまする予定でありますたが、提案者側の準備の都合によりまして、本日は取やめることにいたします。

次に、この際御了承を得ておきたいのであります、先に水産委員会に付託になりました、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案について、連合審査を申入れておきましたところになりますが、先に水産委員会に付託になりましたが、日本国に駐留する

アメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案について、連合審査を申入れておきましたところにいたします。この結果個々のありますので、東委員の只今の発言になりましたところの農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案とも相関連を持ちますところの農林金融の問題でありますので、東委員の只今の発言によりまして、その後の政府の考え方になりましたとこ

れをいたしたのであります。本日議題になりましたところの農林漁業金融公庫法の一項を改正する法律案とともに相関連となりましたとこ

れをいたしたのであります。その結果個々のありますので、東委員の只今の発言によりまして、その後の政府の考え方になりましたとこ

れをいたしたのであります。本日議題になりましたところの農林漁業金融公庫法の一項を改正する法律案とともに相関連となりましたとこ

れをいたしたのであります。その結果個々のありますので、東委員の只今の発言によりまして、その後の政府の考え方になりましたとこ

れをいたしたのであります。本日議題になりましたところの農林漁業金融公庫法の一項を改正する法律案とともに相関連となりましたとこ

れをいたしたのであります。その結果個々のありますので、東委員の只今の発言によりまして、その後の政府の考え方になりましたとこ

れをいたしたのであります。本日議題になりましたところの農林漁業金融公庫法の一項を改正する法律案とともに相関連となりましたとこ

れをいたしたのであります。その結果個々のありますので、東委員の只今の発言によりまして、その後の政府の考え方になりましたとこ

までは、委員会の名を以ちまして、農林大臣並びに大蔵大臣に再度の申入をいたしたのであります。従いましてこの再建農業法を改正する法律案を議題に供しまする予定でありますたが、提案者側の準備の都合によりまして、本日は取やめることにいたします。その結果個々のありますので、東委員の只今の発言によりまして、その後の政府の考え方になりましたとこ

れをいたしたのであります。その結果個々のありますので、東委員の只今の発言によりまして、その後の政府の考え方になりましたとこ

までは、委員会の名を以ちまして、農林大臣並びに大蔵大臣に再度の申入をいたしてこの再建整備法が若しも廃案、廃案と申しますが、計画がとにかく完了して、本年の三月末ぐらいに期限が到達するといふことであればよろしいのであります。そこで対して國が或る程度連合会につきまして必要な対策がでたしたのであります。その結果個々のありますので、これに対しても國が或る程度の助成をする、この助成の仕方につきましてはいろいろ議論があると思いますが、まず第一に、農林省として考えておりますが、大臣は内容はまだ細かく御存じないと思いますので、経済局長から一つ御説明、経過の御報告を願いたいと思います。

○政府委員(小倉武一君) 今御質問の協同組合の運合会であります。これが固定化債権の流通化につきましては、当委員会の申入れのこともあります。年中からいろいろ私共検討を実行いたしましたが、この援

助をいたします資金オリュームに応じまして措置したい。例えて申します

るならば、固定化債権を流動化する

建前にいたしておりますが、この援

助をいたします資金オリュームに応じまして措置したい。例えて申します

るならば、固定化債権を流動化する

化するようなことから、どうも積極的にやれない、こういうようなお話をあつたように私は聞いていますが、経済方面における、殊に農業協同組合関係について非常に大きな変化があるわけですね。それは再建整備法が出る状態の場合には農業会が解体をして農業協同組合を作る。その場合に一番損失が現われたのは何かと申しますと、事業面では購賣関係の事業が非常に大きく出ました。それから販売関係の方面の仕事はどうらかと申しますと、統制經濟が進んでおりましたので比較的はるが出ておらなかつた。ところが農業会の資産の分割の場合は、そういう関係から大部分購買の方面のほうに同情をして分離した、このようなことがあらうと思ひます。それから比較的順調に仕事をやつておつた関係で、復員した職員であるとか、その他のものは大部分販売事業方面のものが引受けた、そのようなことがあると思うのですが、そういうようなことが統制が外れると同時に、協同組合の経済方面に大きく現わられて來た。これは短期間の間でございますけれども、非常に大きな変化がそこにあると思うのです。殊に欠損の面において、あの当時故意に出さなかつた組合、そういうようなもの、或いは連合会、そんなものが相当あつたと思うが、今の経済上の変化で以て出て来た事情がたくさんあると思います。私はできるだけ早いうちに続びを繰り、それは一針は十針に相当するといふような諺がございます。この機会に再建整備に該当する組合或いは連合会、そういうようなものを却つてこの際それを限つしないで、もう少し範囲を拡げて再検討するというような、こういう

のような形で以てこれを取扱つたほうがいいんではないか、こういう考え方を持つわけあります。金融の疏通の問題が出来たのも私はそういう面が多いと思うし、殊に積極的に固定した面はこれは購買方面の事業ではなくつて、却つて販賣面におけるものが固定化しておる。こういうような関係があるのではないか、こういうように想像いたしますので、私は今の局長の説明をされたときだけ再建築整備法に該当する組合を再検討するというその線を、もう少し拡大されたほうがいいのじやないかと、こう考えます。これは二、三日中でできます原案に更に問題を大きくしますと、これは却つてむずかしくするとなるとなんありますが、できるだけそういう方面を考えてやつて頂きたいと、こう思います。

えておるのであります。ただ再建築備で取上げた対象外の連合会を取上げるかどうか、勿論この連合会につきましては合併したものもござりますので、合併したものは当然これは取上げられると思います。合併しない、再建築備の当時は対象でなかつた、対象でなかつたというと語弊がござりますが、原則的に対象でなかつたような組合、連合会につきましては取上げるかどうかにつきましてちょっと難点がござりますのは、こういうことでございます。それはその後のものも新らしく取上げることになりますと、要するに建前として再建築備といふものを恒久的にやるということになる虞れがあるわけであります。今度新らしく取上げた組合には漏れた、又その後半年して或いは一年後工合の悪い組合ができる、それを又問題にしなければならない、こういうことでは再建築備を慢性化する虞れが多分に出て来る、とどめがなくなる虞れが出て参りまして、そういうことで組合の自主的な運営ということについて支障を与える虞れがござります。そういう難点が一方ございまするが、併し大体信連に与える影響とか或いは組合自体の問題としては、現在不況にあると申しますのかそういうものに似た状態にあることは同様であります、これは又取上げるのが筋ではないか、こういうことにもなると思う。そこでその辺をどうするかということにつきましてはやはり或る程度の限度と申しますが、これは又取上げるのが筋ではないか、さようなものが必要になつて来

る、私どもの考え方としては取上げた
い、かようになります。
○委員長(山崎恒君) それじやこの問
題はなお大蔵省と多少の折衝があるよ
うに聞いておりますので、後日に譲る
ことにいたします。

○委員長(山崎恒君) それでは次に肥
料に関する件を議題に供します。去る
二月十二日当委員会から肥料政策の確
立に関して経済審議庁長官、農林大臣
及び通商産業大臣に申入れておきました
が、その後すでにかなりの日数を経
ておりますので、政府においてはこれ
についてそれ／＼作業が進められたも
のと考えられますので、只今からそれ
らの状況をお伺いしたいと思います。

○政府委員(岩武照彦君) 肥料の問題
は通産農林兩省に亘つておりますの
で、経済審議庁のほうで調整いたした
い点がございますから、便宜審議庁の
ほうから取りまとめて申上げます。去
る二月十二日に当委員会から肥料政策
に関しまして申入れを頂いたわけでござ
りますが、政府におきましては、実
はその以前にも衆議院の農林委員会の
ほうからも同様趣旨の申入れを頂きま
して、至急何らかの対策を講ずべきだ
という見地に立ちまして、昨年末の閣
議決定に基きまして肥料対策委員会を
設置いたしまして、肥料に対する根本
政策の問題並びに当面の緊急解決を要
することにつきまして調査審議を求め
たのであります。

その委員会は肥料の製造関係の代表
四名、流通関係の代表三名、消費者関
係の代表四名、なお中立と申します
か、学識経験者といたしまして五名、
計十六名の委員を選任いたしました。

委員長は互選に基きまして一万田日銀
総裁がこれに當つております。
当委員会は一月の下旬から最近まで
連続五回会合を開きました。政府から
諸問がありまして事項につきまして慎重
に審議いたしております。その一部
につきましては、すでに意思決定を見
たものがあります。以下この対策委員
会の動きと、それに基きまして政府の
とりました方策につきまして御報告し
たいと思います。
先ず第一に、対策委員会におきまし
て疏安のコストの問題が問題になります
して、これにつきましてメーカー側の
資料の提出がありました。なおいろいろ
いわな原価計算のやり方等につきまし
て十分検討する必要があるということ
で、この十六名の委員の中から更に六
名の小委員を選びまして、これに官庁
側の担当課長が入りまして、細かい点
の検討を続けて参つたのであります。
何分このいろいろな原価計算のやり方
等につきましては、専門的事項が多い
ようでありますので、更に本当のこの
技術なり経理なり、或いは原価計算の
やり方といつたものにつきましても専
門的な知識が必要と存ぜられますの
で、この小委員会におきまして更に民
間の専門家三名を委嘱いたしまして、
各会社ごとの資料に基きまして内容を
検討して頂いたのであります。これは
いろいろ資料の作成等の時間もあつた
ようでござりますので、目下なお検討
中でございまして、最終的な報告に接
しておりません。いろいろ仄聞いたし
ますと、原価計算のやり方等につきま
して、十分納得できるまで検討すると
いうことでございます。それからコス
トの問題と併行いたしまして、春肥の

価格の問題が対策委員会でも問題になりました。御承知のように春肥の需要を控えまして、末端価格は若干上り気味の傾向であります。消費者側からも値下げの要求も強く出ましたので、対策委員会におきましても検討いたしました結果、これは先に政府の勧告に基きましたとしてできました安定帯価格を更に下げる趣旨を以て当事者と協議すべきだという勧告を正式にきめました。なおそれと併行しまして政府側においてコスト引下げのためには取りあえず金融の措置を講すべしという希望もつけて参つたようであります。それでこの安定帯価格の引下げの勧告に基きまして、メーカー側並びに全購連の肥料販売業者の団体と協議を進めておりましたが、まだ協議は最終的に整つておらないよう思います。ただこの間におきまして、いろいろとの辺に安定帯価格を持つて行くかということにつきまして、当事者間の詰合いでなかなか円滑に進みませんので、政府で中立立ちまして、取りあえず安定帯価格と申しますのは、従来は一匁九百円を中心で上下三十円の幅、つまり八百七十円から九百三十円というふうにきまつておつたのであります。それを中心を四十円下げて八百六十円にいたして、上下の幅を三十五円程度にすべきというふうに一応政府側から申入れまして、メーカー側の了承を得ております。従いまして新らしく一応政府の手によつてできました八百二十五円から八百九十五円の間におきまして、メーカー側と全購連並びに全肥連と申しますが、肥料の販売業者の団体間で具体的な取組みを協議中でございまます。それからこの安定帯価格の引下げ

勧告と併行いたしましたて、対策委員会からコストを引下げるために取りあえず所要の措置を講ずる必要がある、その一つは割当の電力量を殖やす、或いは財政資金から借りておきまする貸出の金利を引下げる、それから必要であれば外国炭の輸入についても配慮すべし、或いは運賃その他の輸送費の低減についても考慮すべしというふうな要望もございますので、このような問題については実情に即してということについてはは実情に即してと、このことで、でき得る範囲におきまして実現すべく目下政府間で検討中でござります。

それから最後に議題になつております一つの問題は、肥料工業は日本においては輸出産業としてどの程度まで伸ばすか、内需だけ販売すれば済むものか、或いは近隣のアジア諸国の輸出をも販賣うということで進むべきかどうかというふうな問題、並びにその関係からいたしましてもコストの低下について根本的な方策を立てるべきではないかという問題がございまして、この輸出の問題につきましては一応春肥の取引価格がきまつたのちに議論しようということになつております。

以上が大体肥料問題に対する措置の概要でございます。

○委員長(山崎恒君) 何か、肥料問題については、只今その後の経過を説明願つておりますが、まだ質疑がござりますか。

○東陸君 今一番あとのほうは対策委員会の仕事の経過のようですが、春肥の取引価格が決定した上でなければ輸出のほうの問題はやらないと、こういうのですか。これは輸出のほうは、これは何ですか、出す数量だの何だの

○政府委員(岩照直彦君) このお尋ねの問題は、輸出の価格のことではなくて、肥料工業を輸出産業として扱うべきかどうかということが一番の問題でございます。対策委員会としては、この当面の輸出数量云々ということは、これは行政官庁の措置でやるべきだというふうな意向のようでござります。

○委員長(山崎恒君) それでは経済審議庁のほうには、なお申入れに対しましてできるだけ早く一つ回答を頂く、それによつて又質疑するということでお急速に一つ御検討頂くということにお願いしたいと思うのであります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山崎恒君) 速記を始めます。それじゃ本日はこれを以ちまして散会いたします。

午後三時五十三分散会

二月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業灾害補償法の一部を改正する法律案

一、農業灾害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案

農業灾害補償法の一部を改正する法律案

農業灾害補償法の一部を改正する法律案

第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「全都道府県の通常共済掛金標準率の「通常共済掛金標準率のうち最低率」を「最低率」に改め、同号を第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 当該共済目的に係る第百七十二条

第四項第一号の通常共済掛金標準率のうち同号の規定により加えられた安全割増率に相当する部分を除いて得た率が全都道府県を通じて最低となる都道府県のその除いて得た率（以下この項において「最低率」という。）の三分の一

第十三条の二を削り、第十三条の三を第十三条の二とし、第十三条の四中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十三条の三とする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 行政庁は、前条第一項の申請があつた場合において、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の处分に違反せず、且つ、その事業が健全に行われ、公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

第二十六条第一項中「一箇月」を「二箇月」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

行政庁が第二十四条第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書提出が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

第三十二条に次の二項を加える。

任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまで、なほその職務を行う。第三十二条の次に次の二条を加へる。

第三十二条の二 役員は、法令、命令に基いてする行政庁の处分、罚款及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に對し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第八十条中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

農業共済團体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に對し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選ができる。

第八十二条但書中「第八十条第一項中」を「第八十条第一項から第三項までの規定中」に改める。

第八十四条第一項第二号中「共済目的蚕繭」を「共済目的 春蚕繭及び夏秋蚕繭」に改める。

紹介議員 木下源吾君 青山正一

(八通)

君

陳情者

福岡県宗像郡東郷町長

安部幸兵衛外百四十三名

農業団体制度の整備確立に関する陳情

(八通)

農業団体が現状の如く分派、分立、不明確等混迷な状態においては食糧増産促進計画も机上の計画に終るであろうから、(一)市町村農業委員会職員中一名

農業技術員として再訓練養成等の措

置を講じ、その身分は市町村農業委員会に所属せしめ農業総合計画の樹立推進に専心せしめるとともに農業改良普及事業と緊密なる連絡をとり一体化の実をあけるようすること、(二)農業と農民の代表機関は市町村農業委員会を中心としてその系統的組織を全国段階まで確立すること等骨子として農業団体を整備せられたいとの陳情。

農業副業振興に関する陳情

農村工業副業の振興発展を図り、農民生活の向上安定に寄与するため、(一)企業者組織の拡充強化、(二)農村工業の改善刷新、(四)生産技術の鍛錬向上、(五)企業の普及と指導援助、(六)企業に対する融資助成の確保、(七)農村労働の完全消化と調整、(八)生産品の品質向上と規格統一、(九)生産品の販路拡張と宣伝、(十)輸出品の斡旋指導、(十一)企業者相互の連絡協調、(十二)他府県との連携い等の実現を期せられたいとの陳情。

農業委員会等に関する法律

第五章 第二章 第三章 第四章

農業委員会法(第一条・第二条)

農業委員会(第三条・第四条)

都道府県農業委員会(第五条・第六条)

農業委員会等に關する法律

3 国は、毎年度予算の範囲内において、第四十条第二項の規定により都道府県農業委員会議が行う業務に要する経費及び全国農業委員会議所が行う業務に要する経費の一部を補助することができる。

4 第二章中第四条の前に次の二条を加える。

(設置)

第三条 市町村に農業委員会を置く。但し、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村その他特別の事情のある市町村にあっては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

4 都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、前項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

5 第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に第一項を加える。

6 委員は、選挙による委員及び選任による委員とする。

7 第五条第五項中「会長に」を「会

島根県神西湖岸地帯は、昭和二十一年の南海地震により関係耕地百数十町歩が極度に地盤沈下し、湖面平均水位より低位となり、當時五センチ内外の水がたまり自然排水は全く不能となり、少量の降雨にも長期間水がたまるので農耕上の支障とともに年々の減収はじめ大であるが、これが対策は客土により田面床上の外なものと考えられるから、地盤沈下対策事業として採択の上、昭和二十八年度において国庫補助により事業に着手できるよう取り計らわれたいとの請願。

第二二三四号 昭和二十八年二月十七日受理

茨城県代行余郷入干拓工事施行に関する請願

請願者 茨城県稟敷郡鳴崎村長

茨城県代行余郷入干拓工事は、地元民の熱宿がいれられて三箇年計画によつて起工式が挙行されたが、昭和二十六年度二十七年度を通じてわずかに高橋川の改修の一部を施工したのみである。しかし既に地区内漁業権の買収も完了し、本格的工事着手を待つばかりとなつているから、百八十町歩の開田と、沿岸既成田の水害防止により、約六千五百石の増収が見込まれる。本干拓事業をすみやかに完成せられたいとの請願。

第三四号 昭和二十八年二月十七日受理

茨城県代行余郷入干拓工事施行に関する請願

請願者 関口七之助外九名

茨城県代行余郷入干拓工事は、地元民の熱宿がいれられて三箇年計画によつて起工式が挙行されたが、昭和二十六年度二十七年度を通じてわずかに高橋川の改修の一部を施工したのみである。しかし既に地区内漁業権の買収も完了し、本格的工事着手を待つばかりとなつているから、百八十町歩の開田と、沿岸既成田の水害防止により、約六千五百石の増収が見込まれる。本干拓事業をすみやかに完成せられたいとの請願。

第三五号 昭和二十八年二月十七日受理

茨城県代行余郷入干拓工事施行に関する請願

請願者 陈情者 陳情者

茨城県代行余郷入干拓工事は、地元民の熱宿がいれられて三箇年計画によつて起工式が挙行されたが、昭和二十六年度二十七年度を通じてわずかに高橋川の改修の一部を施工したのみである。しかし既に地区内漁業権の買収も完了し、本格的工事着手を待つばかりとなつているから、百八十町歩の開田と、沿岸既成田の水害防止により、約六千五百石の増収が見込まれる。本干拓事業をすみやかに完成せられたいとの請願。

第三六号 昭和二十八年二月十七日受理

茨城県代行余郷入干拓工事施行に関する請願

第九部 農林委員会会議録第二十四号 昭和二十八年三月五日【參議院】

6 会長及び副会長がともに欠けたときは、文は事故があるときは、会議員のうちから互選した者がその職務を代行する。

7 会長及び副会長の任期は、三年以内において会則で定める。但し、設立当時の会長及び副会長の任期は、一年以内において創立総会で定める。

8 会長及び副会長は、相兼ねてはならない。

(会長及び副会長に関する民法の準用)

第四十七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は、会長及び副会長について準用する。

(会議の招集)

第四十八条 都道府県農業委員会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議員の三分の一以上

の者から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集するべき旨の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

(会議の成立)

第四十九条 都道府県農業委員会議の会議は、会議員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の議決事項)

第五十条 左に掲げる事項は、都道府県農業委員会議の議決を経なければならぬ。

1 第四十一条第一項に規定する事項及び同条第二項第一号に掲げる事項

2 その他会則で定める事項

(議決の方法)

第五十一条 都道府県農業委員会議の会議の議事は、出席会議員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 会則の変更は、前項の規定にかかわらず、会議員の三分の二以上の者が出席した会議において、出席会議員の三分の二以上の多数による議決によらなければならぬ。

(小作官等の会議への出席)

第五十二条 農林大臣又は都道府県知事は、小作官、小作主事その他関係職員を都道府県農業委員会議の会議に出席させ、第四十条第一項の事項に関して意見を述べさせることができる。

(業務又は財産状況に関する報告の徴収)

第五十三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県農業委員会議から業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第五十四条 都道府県知事は、前条の規定により報告を徴した場合において、当該都道府県農業委員会議の業務が法令、法令に基いてする行政手続の処分又は会則に違反するとして認めるときは、これに対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(代表者会議)

第五十五条 都道府県知事が都道府県農業委員会議に諸問題した事項に關し、これに答申するため必要があると認めて当該都道府県農業委員会議から請求があつた場合に

は、都道府県知事は、その定める区域について、左に掲げる者からなる会議(以下「代表者会議」という。)を招集し、当該区域に係る当該事項に関する調査審議し、その意見を都道府県農業委員会議に答申すべきことを求めることができ

る。

1 当該区域内の農業委員会が委員会ごとに委員のうちから指名した者各一人

2 省令で定める農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業共済組合の理事のうちから二人以内で都道府県知事が本人の同意を得て指名した者

3 二項第一号の規定により定めた区域に係る同号の会議員が欠けたときは、その区域を変更したときは、当該区域につき代表者会議を招集しなければならない。

4 代表者会議の議長は、都道府県知事が、その職員又は前項に掲げた者のうちから指名する。

5 前各号に掲げるものの外、その目的を達成するため必要な業務

6 第四十四条第二項の業務につき指導及び連絡を行うこと。

7 農業及び農民に関する啓もう及び宣伝を行うこと。

8 農業及び農民に関する調査及び研究を行うこと。

9 第四十四条第二項の業務につき指導及び連絡を行うこと。

10 第六十二条 全国農業委員会議所の会員たる資格を有する者は、左に掲げるものとする。

11 第六十三条 会員たる資格を有する者は、前項の経費の支拂つて、相殺をもつて全国農業委員会議所に加入しようとするときは、全国農業委員会議所は、正當な事由がないのにその加入を拒んではならない。

12 会員は、前項の経費の支拂つて、相殺をもつて全国農業委員会議所に加入しようとするときは、全国農業委員会議所は、正當な事由がないのにその加入を拒んではならない。

13 第六十四条 会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

14 第六十五条 会員は、一年をこえてはならない。

(議決権及び選挙権)

第五十六条 全国農業委員会議所は、法人とし、全国を通じて一個の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第五十七条 全国農業委員会議所の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(住所)

第五十八条 全国農業委員会議所でない者は、全国農業委員会議所と同一名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(業務)

第五十九条 全国農業委員会議所は、左に掲げる業務を行ふことができる。

1 農業及び農民に關し、意見を公表し、行政手続に建議し、又はその諮問に応じて答申するこ

と。

2 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、二以上の会員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を全国農業委員会議所に提出しなければならない。

6 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

7 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

8 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

9 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

10 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

11 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

12 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

13 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

14 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

15 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

16 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

但し、前条第六号に掲げる会員は、議決権及び役員の選挙権を有しない。

2 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

3 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

4 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

5 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

6 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

7 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

8 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

9 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

10 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

11 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

12 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

13 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

14 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

15 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

16 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

17 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

18 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

19 会員は、定款の定めるところに於ける議決権及び役員の選挙権を有しない。

二 会員たる資格の喪失	二 解散又は死亡
三 除名	三 除名
第六十六条 除名は、定款の定めるところにより、総会の議決によつてすることができる。但し、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。	より、総会の議決によつてすることができる。但し、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

（定款）	（役員の選任及び任期）
第六十六条 全国農業委員会議所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。	第六十九条 役員は、定款の定めるところにより、会員が総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
一 目的	二 理事は、定款の定めるところにより、会員が総会において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
二 名称	三 理事の定数の少くとも四分の三の会員でなければならぬ。
三 事業所の所在地	四 業務

五 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定	五 每事業年度の収支予算及び事業計画の設定及び変更
六 経費の賦課に関する規定	六 每事業年度の収支決算及び事業報告書の承認
七 業務の執行及び会計に関する規定	七 その他の定款で定める事項
八 役員の定数、職務の分担及び選挙に関する規定	八 定款の変更
九 事業年度	九 第七十二条 会長、副会長、理事及び監事は、それ相兼ねることができる。
十 公告の方針	十 第七十三条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（役員）	（総会の議決事項）
第六十七条 全国農業委員会議所に、役員として会長一人、副会長二人以内、理事十人以内及び監事三人以内を置く。	第一 条款の変更
（役員の職務）	第二 每事業年度の収支予算及び事業計画の設定及び変更
第六十八条 会長は、全国農業委員会議所を代表し、会務を総理する。	第三 每事業年度の収支決算及び事業報告書の承認
により、全国農業委員会議所を代表し、会長を補佐して業務を掌理し、会長が欠けたとき又は事故がある。	四 経費の賦課及び徴収の方法

（特別議決）	（創立総会）
第七十二条 会長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。	第一 発起人は、定款案を作成し、これを創立総会の日時及び場所とともにその会日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。
（総会の招集）	第二 定款その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。
第七十三条 会長は、毎事業年度三分之一の会員たる資格を有する者の過半数及びその他の会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上の者が出席し、その議決権の三分の一以上で決する。	第三 創立総会の議事は、第六十条第一号の会員たる資格を有する者の一号の会員たる資格を有する者の過半数及びその他の会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上の者が出席し、その議決権の三分の一以上で決する。
（設立の認可）	第四 第六十一条の規定は、前項の議決について準用する。

（清算事務）	（解散）
第八十五条 清算人は、就職の後退帶なく、全国農業委員会議所の財産の状況を調査し、財産目録を作成する。	第一 発起人は、創立総会終了の後退帶なく、定款を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
（設立の認可）	第二 発起人は、農林大臣の要求があつたときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。
（設立の認可）	第三 会員は、会員の五分の一以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求があつたときは、総会を招集しなければならない。
（設立の認可）	（総会に關する民法の準用）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）

（設立の認可）	（設立の認可）
（設立の認可）	（設立の認可）
（設立の認可）	（設立の認可）
（設立の認可）	（

り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第八十六条 清算人は、全国農業委員会議所の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(決算報告書)

第八十七条 決算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めるべからざる。

(解散及び清算に関する民法及び非訟事件手続法の準用)

第八十八条 民法第七十三条（清算法人）、第七十五条（裁判所による清算人の選任）、第七十六条（清算人の解任）及び第七十八条から第八十三条まで（清算人の職務権限、清算中の破産、清算の監督、清算の手続等）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）、第十五条规定（法人の解散、清算の監督の管轄）、第三十六条规定（検査人の選任）、第三十七条规定（清算人の報酬）、第一百三十五条第二項（法人の解散、清算の監督）、第一百三十九条（清算人の選任）、第一百四十二条（清算人の選任、解任の裁判）及び第一百三十八条（清算人不適格者）の規定は、全国農業委員会議所の規定は、全国農業委員会議所の規定によつて適用する。この場合において、民法第七十五条「前条」とあるのは、「農業委員会等に関する法律第八十四条」と読み替えるものとする。

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第八十九条 農林大臣は、必要があると認めるときは、全国農業委員会議所から業務又は財産の状況に關し報告を徵することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第九十条 農林大臣は、前条の規定により報告を徵した場合において、全国農業委員会議所の業務が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、これに対し、役員の解職、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができ。

第五章 帽則

第九十一条 都道府県農業委員会議の会議員が第四十条第一項又は第二項第一号に規定する業務につき議決権の行使又は会議に付議すべき事項の発議に関し、賄ふを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、二年以下の懲役に処する。

第九十二条 左に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした都道府県農業委員会議又は全国農業委員会議所の役員又は使用者その他の従業者を一万元以下の罰金に処する。

一 第五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十六条の規定に違反して公報を怠り、又は不実の公報をしたとき。

五 第八十八条の期間内に債権者に弁済したとき。

六 第八十八条において準用する民法第七十九条において準用する民法第八十九条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定に違反して公報を怠り、又は不実の公報をしたとき。

七 第八十八条において準用する民法第八十九条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

八 第九十四条 第三十九条又は第五十条の規定に違反した者は、一万元以下の過料に処する。

附 則

I この法律は、昭和二十八年七月二十日から施行する。

2 農業委員会法第二十条の改正規定並びに附則第三項及び第七項から第九項までの規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。この場合において、昭和二十八年七月十九日までは、改正

若しくは清算人を一万円以下の過料に処する。

一 第四十条又は第五十九条に規定する業務以外の業務を営んだとき。

二 第四十八条第二項又は第七十条第三項の規定に違反したと二条第三項の規定に違反したと

三 第八十五条又は第八十七条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第八十六条の規定に違反して公報を怠り、又は不実の公報をしたとき。

五 第八十八条において準用する民法第七十九条の期間内に債権者に弁済したとき。

六 第八十八条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条の規定に違反して公報を怠り、又は不実の公報をしたとき。

七 第八十八条において準用する民法第八十九条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

八 第九十四条 第三十九条又は第五十条の規定に違反した者は、一万元以下の過料に処する。

九 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

第三条の規定による農業委員会及

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

十 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

第三条の規定による農業委員会及

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

十一 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

第三条の規定による農業委員会及

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

十二 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

第三条の規定による農業委員会及

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

十三 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

第三条の規定による農業委員会及

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

十四 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

規定期にかかわらず、同日までとす

る。とあるのは、「市町村農業委員会」と読み替えるものとする。

十一 この法律の施行後最初に農業委員会の選挙による委員となる者の選挙について、この法律の施行前であつても、改正後の農業委員会等に関する法律（以下「新法」という）第二章の規定を適用する。但し、選挙人名簿は、從前の市町村農業委員会委員選挙人名簿による。

十二 市町村農業委員会は、昭和二十二年七月二十日前においても、その技術員により、旧法第六条第三項の事項に係る事業につき、都道府市町村に補助するものとする。

十三 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

第三条の規定による農業委員会及

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

十四 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

第三条の規定による農業委員会及

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

十五 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十五条第二項の市

及び第五十二条の規定により地

会及びその職員は、それぞれ新法

第三条の規定による農業委員会及

びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

十六 この法律の施行の際旧法第二条及び第五十一条の規定により地

一四

を必要とする。この場合の議決には、新法第四十二条の規定を準用する。

設立委員は、創立総会終了の後
連絡なく、会則を都道府県知事に
提出して、都道府県農業委員会議
の設立の認可を申請しなければな
らない。

農業委員会が存続する間は、前項本文の規定にかかわらず、その委員の選挙は行わない。

第十五項の認可があつたときは、設立委員は、遲滞なくその事務を会長に引き渡さなければならぬ。報告書を提出しなければならない。

五項の認可によつて成立する。
都道府県知事は、都道府県農業委員会議が成立したときは、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

都道府県農業委員会は、この法律の施行後も昭和二十九年三月三

25 農地法（昭和二十七年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「農業委員会」に、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会議」に改める。

十一日までなれどある。但し、都道府県農業委員会議が成立したときは、当該都道府県の都道

都道府県農業委員会に関する旧
府県農業委員会については、この
限りでない。

法の規定は、前項の規定により存続する都道府県農業委員会については、なおその効力を有する。但し、この法律の施行の際現に都道府県農業委員会の委員である者の任期は、前項の規定による都道府県農業委員会の存続期間中は、満了しないものとする。

に關する法律（昭和二十六年法律第
八十八号）第三条第一項但書又は第三
項に、同条第二項中「農業委員會
会法第二条第二項」を「農業委員會
等に關する法律第三条第二項」に改
め、第九十一条中「地方自治法（昭
和二十二年法律第六十七号）第一百五
十五条第二項（区を設ける市）の市
にあつては区又は区長に」を削る。
に改正する。

31 その処分をした都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会に対しても、該都道府県の知事がした指示、裁決、認可その他の処分とみなす。

32 改正前の土地改良法の規定に基いて都道府県農業委員会に対してした指示の請求、訴願又は認可の申請であつてその都道府県農業委員会の置かれていた都道府県の区域を地区とする都道府県農業委員会が成立した際に手続中のものは、当該都道府県の知事に對してした指示の請求、訴願又は認可の申請とみなす。

33 造林臨時措置法（昭和二十五年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業委員会」を「都道府県農業委員会」、「都道府県農業委員会」を「都道府県農業委員会議」に改める。

34 都道府県農業委員会議が成立するまでは、当該都道府県の区域における農地法、土地改良法、造林臨時措置法及び耕土培養法の適用については、これらの法律の規定中「都道府県農業委員会議」とあるのは、「都道府県農業委員会」である。

35 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

の下に「及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八号）第五十五条第一項の代表者会議」を加える。

36 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一百八十条の四第一項第四号を削り、同条第三項の次に次の二項を加える。

第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市町村に農業委員会を置かなければならない。

第二百二十二条の二第七項中「地方労働委員会及び農業委員会」を「及び地方労働委員会」に改める。

別表中「市町村農業委員会」を「農業委員会」に改める。

別表第一第二十一号を削る。

別表第一第一号の六十九中「並びに都道府県農業委員会の会長となり、選任委員を解任し、選挙区及び当該選挙区において選挙すべてを告示し、及び」に

うに改正する。

37 事業者団体法（昭和二十三年法律第一百九十一号）の一部を次のように改める。

農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）を「ソ農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）」に改める。（法律第八十八号）に改める。

38 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「農業共済基金、」の下に「都道府県農業委員会議、全国農業委員会議所」を加える。

39 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業委員会議、全国農業委員会議所」を加える。

40

印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五の次に二号を加える。

五ノ六 都道府県農業委員会議所ノ発又ハ全国農業委員会議所ノ発

スル証書、帳簿

41 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「私立学校振興会」の下に「都道府県農業委員会議、全国農業委員会議所」を加える。

中「私立学校振興会」の下に「都道府県農業委員会議及び全国農業委員会議所」を加える。

第四百六条第一項第二号及び第一

四百二十五条第一項第三号中「市町村農業委員会又は都道府県農業委員会」を「農業委員会」に改める。第七百四十三条第五号中「農業共済基金」の下に「都道府県農業

委員会議、全国農業委員会議所」を加える。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を削り、第二条から第七条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次のように加え

る。

第五条第五号ノ五の次に二号を加える。

第二条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗する。

第三条 この法律において、農業とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。

この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（これに附隨する業務を含む。）をいう。

みずから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う新規生産の業務（これに附隨する業務を含む。）は、この法律の適用について、農業とみなす。

第二章 農業協同組合連合会

第一節 通則 「第二章 事業」を削り、第十条の前に次のように加える。

第二節 事業 第十一条第一項第二号中「貯金」の下に「又は定期積金」を加え、同項第十条第八項を削り、同条第三項の次に次の二項を加える。

第一項第二号の事業の利用に関する前項但書の規定の適用については、組合員と同一の世帯に属する者又は當利を目的しない法人

は、これを組合員とみなす。

第三章 組合員」を削り、第十

うに改める。

第六条第一項第二号中「ソ農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）」を「ソ農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）」に改める。（法律第八十八号）に改める。

九 医療に関する施設
十 組合員の農業に関する技術及

び経営の向上を図り、又は農村の生活及び文化の改善を図るための教育に関する施設

第二号の事業を併せ」を「同項第二号の事業を併せ」に改める。

第十条第四項中「同項第一号及び第二号の事業を併せ」を「同項第二号の事業を併せ」に改める。

第十三条の二に次の二項を加え

外、「の下に「同項の事業の号の事業を」に改める。

第十三条第四項中「第一項の事業の号の事業を」に改め、同条第六項中「手形の割引をし」の下に「國、地方公共団体」を加える。

第十条第七項を次のように改め

び第二号の事業を併せ」を「第一項の規定にかかるらず、同項第一号

又は第二号に改め、同条第六項中「同項第一号の事業及び同項第一号又は第二号に改め、同条第六項中

又は第二号に改め、同条第六項中「手形の割引をし」の下に「國、地方公共団体」を加える。

第十条第七項を次のように改め

び第二号の事業を併せ」を「第一項の規定にかかるらず、同項第一号

又は第二号に改め、同条第六項中「同項第一号の事業及び同項第一号又は第二号に改め、同条第六項中

又は第二号に改め、同条第六項中「手形の割引をし」の下に「國、地方公共団体」を加える。

第十条第七項を次のように改め

び第二号の事業を併せ」を「第一項の規定にかかるらず、同項第一号

又は第二号に改め、同条第六項中「同項第一号の事業及び同項第一号又は第二号に改め、同条第六項中

又は第二号に改め、同条第六項中「手形の割引をし」の下に「國、地方公共団体」を加える。

第三節 組合員

第十二条第一項第二号中「前号」を「前二号」に、「農業協同組合」を「当該農業協同組合」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 当該農業協同組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合に改め、同組合

組合員は、前項の規定による出資（以下回転出資金といふ。）の払込について、相殺をもつて出資組合に對抗することができない。

種の事業を行う法人とする。
第七十三条の十三 会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

都道府県中央会の会員の脱退については、第二十一条及び第二十二条の規定を準用する。
前条第四項第一号又は第二号に該当する者は、全国中央会が成立したときは、すべてその正会員となる。全国中央会が成立した後に該当するに至つた者についても、また同様とする。

前条第四項第三号に該当する者及び准会員たる資格を有する者が全国中央会に加入しようとする場合には、第一項の規定を準用する。

全国中央会の前条第四項第一号又は第二号の規定による正会員の脱退については、第二十二条第一項第一号及び第二号の規定を、その他他の正会員及び准会員の脱退については、第二十二条及び第二十三条の規定を準用する。

第七十三条の十四 中央会の正会員は、代議員の選挙権を有する。但是、全国中央会の代議員の選挙権を有する者は、定款による選挙権を有する。第七十三条の十五 中央会は、定款の規定による選挙権を有する。

の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。
会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。
中央会は、定款の定めるところにより、会員に対して過怠金を課すことができる。
第七十三条の十六 中央会の会員に対する通知又は催告について、第三十七条第一項及び第二項の規定を準用する。
第七十三条の十七 中央会の定款には、左の事項を記載しなければならない。
一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
五 経費の分担に関する規定
六 業務の執行及び会計に関する規定
七 役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
八 代議員の定数及び選挙に関する規定
九 事業年度
十 公告の方法

設立当時の役員は、前項の規定にかかわらず、創立総会において選任する。設立当時の役員の任期は、前項により、相殺をもつて中央会に対抗することができない。
中央会は、定款の定めるところにより、会員に対して過怠金を課すことができる。
役員の任期は、三年以内において定められる。
第七十三条の十九 会頭は、中央会を代表し、その業務を総理する。会頭は、一年をこえてはならない。
第七十三条の二十 中央会にかかわらず、創立総会において定められた定款で定められる。
役員の任期は、三年以内において定められる。
第七十三条の二十一 第七十三条の第一項第二号の事業を行う中央会には、組合の監査に当らせるため、農業協同組合監査士を置かなければならない。
農業協同組合監査士は、省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

第七十三条の二十二 総会は、代議員をもつて組織する。
代議員は、各々一個の議決権を有する。
代議員は、都道府県中央会にあつては正会員が選挙した者をもつて、全国中央会にあつては左に掲げる者をもつて充てる。
一 都道府県の区域ごとに、その区域内に住所を有するものを含むのであって第七十三条の十一条第一項の規定を、会頭には、第三十四条、第三十五条、第三十八条及び第三十九条並びに民法第六十五条の規定を、監事には、第三十三条及び第三十六条、民法第五十九条並びに商法第二百七十八条の規定を準用する。この場合においては、総会において選任する。

第七十三条の二十三 中央会は、正会員たる農業協同組合連合会で都道府県の区域をこえる区域を地区とするもののが選挙した者として会頭一人、副会頭一人（全國中央会にあつては三人以内）、理事五人以上及び監事二人以上を置く。
役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。

第七十三条の二十四 左の事項は、
一 正会員たる農業協同組合連合会で都道府県の区域をこえる区域を地区とするものごとに、全国中央会の定款で定める理事一人
二 都道府県中央会の会頭
三 正会員たる農業協同組合連合会で都道府県の区域をこえる区域を地区とするものごとに、全国中央会の定款で定める理事一人

て、第三十六条中「理事」とあるのは「会頭、副会頭及び理事」と読み替えるものとする。

員という。)の選挙については、第三十条第四項から第八項までの規定を準用する。

選挙による代議員は、選挙権を有する正会員たる組合の理事でなければならぬ。

都道府県中央会の代議員の定数は、正会員の総数のおおむね十分の一を下らないように、定款で定める。

全国中央会の選挙による代議員の定数は、都道府県の区域ごとに、その区域につき選挙権を有する正会員の数におおむね比例するよう、定款で定める。

選挙による代議員の任期は、三年以内において定款で定める。

第七十三条の二十三 中央会の成立の日から一年以内において創立総会で定める期間内は、代議員は、前項の規定にかかわらず、都道府県中央会にあつては創立総会において選任した者をもつて、全国中央会にあつては創立総会において選任した者並びに同項第二号及び第三号に掲げる者をもつて充てる。

前項の規定により創立総会において選任する代議員(以下選任による代議員といふ。)は、正会員たる資格を有する組合で発起人に對し設立の同意を申し出たもの(全国中央会にあつては、都道府県の区域をこえる区域を地区とする農業協同組合連合会を除く。)の理事でなければならない。

選任による代議員の定数は、創立総会において定める。

第七十三条の二十四 左の事項は、

は、硫酸、石灰窒素、過剰、硫酸鉄、硫酸カリ、塩化カリその他政令で定める肥料をいう。

(肥料需給計画)

第三条 政府は、毎年、肥料審議会の意見を聞いて、肥料の生産の合理化、需給の調整及び価格の安定に関する計画（以下「肥料需給計画」という。）を定めなければならぬ。

(生産費等に関する調査)

第四条 政府は、肥料需給計画の作成及び運用を適正ならしめるため、省令の定める手続により、毎年、肥料の生産費、生産数量、在庫数量等につき、定期に調査を行うものとする。

(生産のための措置)

第五条 政府は、肥料需給計画を実施するため必要があると認めるときは、肥料審議会の意見を聞いて、肥料の生産について、左に掲げる措置を講ずるものとする。

一 生産設備の改善に要する資金

二 電力、石炭その他肥料の生産に要する資材の優先的入手のあつかい又は需給調整措置

(生産合理化的指示)

第六条 政府は、肥料の生産の合理化のため必要があると認めるときは、肥料審議会の意見を聞いて、肥料の生産者に対し、経営の改善その他必要な指示をすることができる。

(肥料命令等)

第七条 政府は、売替み、買占等の

事情により肥料の需給が著しく円滑を欠くおそれがあると認めるときは、肥料審議会の意見を聞いて、肥料の生産者、輸入業者及び販売業者に対し、売渡の時期を定めなければならない。

(肥料審議会の組織等)

第十二条 議会を置く。

肥料審議会は、肥料の需給調整に関する重要な事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

第十三条 肥料審議会は、左に掲げる委員二十五人以内で組織する。

一 衆議院の指名する衆議院議員

二 参議院の指名する参議院議員

三 関係行政機関の職員

四 消費者を代表する者

五 生産者を代表する者

六 販売業者を代表する者

七 学識経験者

八 委員は、非當勤とする。

九 委員は、主務大臣が任命する。

十 会長は、会務を総理する。

十一 第一項第三号から第七号までに掲げる委員は、主務大臣が任命する。

十二 委員は、非當勤とする。

十三 第一項第三号から第七号までに掲げる委員は、主務大臣が任命する。

十四 会長は、会務を総理する。

十五 委員は、主務大臣が任命する。

十六 会長は、会務を総理する。

十七 委員は、主務大臣が任命する。

十八 会長は、会務を総理する。

十九 委員は、主務大臣が任命する。

二十 会長は、会務を総理する。

二十一 委員は、主務大臣が任命する。

する。

農林省設置法（昭和二十四年法律五百五十三号）の一部を次のよう改定する。

第三十四条第一項の表中「中央決定審議会」を「中央決定審議会」に改定する。

農作物の作況決定に関する重要な事項を調査審議すること。

肥料の需給調整に関する重要な事項を調査審議すること。

昭和二十八年四月一日印刷

昭和二十八年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局